

作成年月日	平成 26 年 9 月 16 日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財 政 課

平成26年度 9 月補正予算(案)

企画県民部企画財政局財政課

補正予算案の考え方

平成26年度当初予算については、第3次行革プランの取組を基本に施策の選択と集中を徹底し、県民ニーズに的確に応えることとして、災害対策などの臨時的な経費を除き原則通年予算で編成している。

しかしながら、この度の8月豪雨の甚大な被害からの被災地の復旧と住民生活の再建を早急に図る必要があるため、過去の災害対応と同様、緊急に補正予算を編成することとした。

あわせて、危険ドラッグ対策等の県民生活の安全安心の確保、医療福祉の推進、地域の活性化など、例年、当初予算編成後に生じた新たな財政需要に対応するため、緊急に措置すべき事業として取扱っている事業についても、予算編成を行う。

I 8月豪雨災害対策

8月豪雨災害からの早期の再建に向けた、被災者生活支援、中小企業や農林業の再生支援、施設等の復旧・復興対策の実施

II 緊急に措置すべき事業

1 県民生活の安全安心の確保

深刻な社会問題となっている危険ドラッグの濫用防止対策、ウメ輪紋病の根絶に向けた緊急防除対策の実施

2 県民の医療福祉の推進

社会保障の充実に資する医療・介護の総合的な推進、上肢を欠損した子どもの発育に有用な筋電義手の普及を図る小児筋電義手バンクへの支援の実施

3 地域の活性化

公共施設整備基金（地域の元気臨時交付金）や緊急雇用就業機会創出等事業基金を活用した事業等の実施

補正予算の規模

（単位：百万円）

区 分	既定 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b	前年 度同 期比
			国庫	特定	起債	一般		
一 般 会 計	1,950,162	27,718	11,728	4,883	9,063	2,044	1,977,880	99.7%
特 別 会 計	1,357,944	464	0	305	159	0	1,358,408	124.9%
小 計	3,308,106	28,182	11,728	5,188	9,222	2,044	3,336,288	108.6%
公営企業会計	238,297	0	0	0	0	0	238,297	123.8%
合 計	3,546,403	28,182	11,728	5,188	9,222	2,044	3,574,585	109.5%

※ 今回必要となる一般財源については、前年度繰越金、特別交付税、県税により対応

事業区分別の規模

(単位：百万円)

区 分	補正額	財源内訳			
		国 庫	特 定	起 債	一 般
I 8月豪雨災害対策	17,748	8,105	102	9,222	319
1 被災者支援対策	155	52	59	0	44
2 産業復興対策	26	0	0	0	26
3 農林業対策	83	0	0	0	83
4 施設等の復旧復興対策	17,481	8,053	43	9,222	163
5 他府県への災害支援	3	0	0	0	3
II 緊急に措置すべき事業	10,434	3,623	5,086	0	1,725
1 県民生活の安全安心の確保	938	929	7	0	2
(1) 危険ドラッグ対策	9	0	7	0	2
(2) ウメ輪紋病防除対策	929	929	0	0	0
2 県民の医療福祉の推進	7,084	2,666	3,054	0	1,364
(1) 医療介護の推進	7,000	2,666	3,000	0	1,334
(2) 小児筋電バンクへの支援	84	0	54	0	30
3 地域の活性化	2,053	28	2,025	0	0
4 その他	359	0	0	0	359
合 計	28,182	11,728	5,188	9,222	2,044
一般会計	27,718	11,728	4,883	9,063	2,044
特別会計	464	0	305	159	0

事業の概要

I 8月豪雨災害対策

17,747,875千円

※ 支給見込等は、9月12日現在の市町からの被害報告に基づく見込値

1 被災者支援対策

155,375千円

(1) 見舞金

① 災害弔慰金の支給 9,375千円 (国庫6,250、一般3,125)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、被災者への支援

- 対象者 8月豪雨災害が原因で死亡した者の遺族
(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)
- 支給額 生計維持者 500万円 (支給見込 2人)
その他の者 250万円 (支給見込 1人)
- 負担割合 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

② 災害援護金の支給 19,000千円(全額特定(災害援護基金))

災害援護金等の支給に関する規則に基づく、被災者への支援

- 対象者 8月豪雨災害により、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた世帯主及び重傷被災者
- 支給額

区分	金額	支給見込
全壊世帯	20万円	19件
半壊世帯	10万円	48件
一部損壊世帯 (損害割合10%以上)	5万円	15件
床上浸水世帯	5万円	191件
重傷被災者	3万円	1件

(2) 災害救助

① 災害救助の実施 80,000千円 (国庫40,000、特定(災害救助基金)40,000)

災害救助法に基づく、被災市への支援

- 対象市 丹波市 (災害救助法適用市)
- 対象経費 ・住宅の応急修理
・避難所、仮設トイレの設置
・障害物の除去 等
- 負担割合 国 1/2 県 1/2

(3) 生活支援

① 被災者生活復興資金の貸付・金利負担の軽減 1,000千円 (特定(市町負担金)330、一般670)

＜利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定＞

- 貸付対象者 ・ 8月豪雨災害に伴い住家被害を受け、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた者又は自家用自動車に被害を受けた者（り災証明書等で確認）
 - ・ 世帯主又は主たる生計維持者。ただし、前年総所得金額が730万円以下 等
- 資金使途 ・ 被災家屋（居住の用に供する建物）の補修
 - ・ 家具、家庭用電気製品等生活必需品の修理、買換え
 - ・ 自家用自動車の修理、買換え
- 貸付限度額 300万円
- 貸付利率 無利子
 - ・ 県と市町が共同（負担割合：県2/3、市町1/3）で、取扱金融機関に対し貸付利率と同率を利子補給
- 貸付期間 5年以内（うち据置6か月以内）
- 保証人 原則不要
- 受付期間 平成26年9月～平成27年3月

② 私立高等学校生徒に係る授業料の軽減 1,000千円（全額一般）

私立高等学校生徒授業料軽減補助の適用に当たり、被災生徒については、次の補助単価を適用

- 補助単価 ・ 全壊、大規模半壊世帯 : 150千円
 - ・ 半壊、一部損壊(損害割合10%以上20%未満)
又は床上浸水(損害割合10%以上20%未満)世帯 : 75千円

(参考：県立高校授業料の減免)

- 対象者及び減免割合 ・ 全壊、大規模半壊世帯 : 全額減免
 - ・ 半壊、一部損壊(損害割合10%以上20%未満)
又は床上浸水(損害割合10%以上20%未満)世帯 : 1/2減免
- 減免対象 被災をした月から平成27年3月分まで

(4) 健康・こころのケア対策

① 健康相談の実施

500千円（全額一般）

被災地の避難所等において巡回健康相談を実施するため、健康福祉事務所等から保健師を派遣

- 派遣市町 丹波市
- 派遣人数 延べ44人
- 派遣期間 8月19日～

② こころのケアにかかる専門的支援

1,000千円（全額一般）

こころのケアセンター等の職員（精神科医師、保健師、精神保健福祉士等）の派遣により、被災者・支援者への面談・相談を実施

- 派遣市町 丹波市
- 主な活動 被災者・支援者への専門チームによるこころのケア相談
被災者・支援者向け「こころのケア」に関するリーフレットの配布

③ 感染症対策の実施

8,000千円（国庫5,300、一般2,700）

感染症法に基づき、市町が感染症発生の予防対策（消毒等）を実施

- 実施市町 丹波市、宝塚市ほか4市1町
- 負担割合 国2/3 県1/3

④ 震災・学校支援チーム（EARTH）員の派遣

500千円（全額一般）

被災児童のこころのケアなどにあたるため、EARTH員を派遣

- 派遣期間 8月22日～
- 派遣人数 延べ66人
- 派遣校 丹波市立前山（さきやま）小学校

(5) 住宅支援

① 被災者生活再建支援金の支給（県単独） 20,000千円（全額一般）

被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない世帯に対し支援金を支給

- 実施主体 市町
- 対象災害 8月豪雨災害
- 支給対象 被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた世帯で、住宅の建設・補修等を行う者

○ 支給額（定額）

区 分	金額	支給見込
全壊	150万円	2世帯
大規模半壊	75万円	該当世帯なし
半壊	25万円	40世帯
一部損壊（損害割合10%以上20%未満） 床上浸水（損害割合10%以上20%未満）	15万円	111世帯

- 負担割合 県2/3、市町1/3

(参考①) 被災者生活再建支援法（国制度）の適用（丹波市） 支給見込額 54,000千円

（被災者生活再建支援法人（都道府県会館）から被災者へ直接支給）

8月16日からの豪雨災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援するため、全壊世帯及び大規模半壊世帯等に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給

- 対象災害 8月16日からの豪雨災害
- 支給対象 全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯等

○ 支給額（定額）

区 分		支給額	支給見込 (推計値)
全壊	再建	3,000千円	7世帯
	補修	2,000千円	10世帯
大規模半壊	再建	2,500千円	1世帯
	補修	1,500千円	7世帯

※基礎支援金と加算支援金の合計額

※単身世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4の額

- 支給方法 住宅の被害程度(基礎支援金)及び再建方法(加算支援金)に応じて支給

(参考②) 丹波市被災者生活再建支援金（支援法の追加支援（上乘せ））（市単独事業）

丹波市では、今回の災害の甚大さに鑑み、被災者の迅速な生活再建を支援するため、県の支援制度を活用した補完制度と市独自の支援金交付制度を創設

- 支給対象、支給額
全壊：50万円、大規模半壊・半壊：25万円、一部損壊（損害割合10%以上20%未満）：15万円、
床上浸水（損害割合10%未満）：5万円

(参考③) 兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済)

支給見込額 16,000千円

((公財) 兵庫県住宅再建共済基金から被災者へ直接支給)

相互扶助の仕組みとして、県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度(愛称:フェニックス共済)」について、8月豪雨災害により被害を受けた住宅の再建、補修等に対して、共済給付金を支給

○ 対象者 フェニックス共済加入者

○ 支給対象及び共済給付金 (定額)

(住宅再建共済)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	損害割合 10%以上 (※)
再建	600万円			25万円
補修	200万円	100万円	50万円	

※一部損壊特約加入者のみ (H26.8.1 制度開始)

(家財再建共済)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
購入・補修	50万円	35万円	25万円	15万円

○ 支給見込

(住宅再建共済)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	損害割合 10%以上
再建	1件	-		17件(※)
補修	1件	1件	3件	

※=推計値

(家財再建共済)

区分	床上浸水
購入・補修	6件(※)

② 住宅災害復興融資利子補給事業

1,000千円(全額一般)

＜利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定＞

被災者が住宅の建設・購入・補修を行うための融資に対する利子補給制度を創設

〔 ※ 9月1日発表の緊急対策[500万円までの無利子融資]を拡充し、最大2,000万円までの融資に対する利子補給制度を実施 〕

- 対象融資 住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資
- 利子補給率 住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率（融資実行時点[現行1.18%]）まで
- 対象融資限度額 建設・購入：2,000万円、補修：1,060万円

（参考①：対象融資限度額の考え方）

区分	住宅金融支援機構災害復興住宅融資	民間住宅融資	計
建設・購入	1,500万円	500万円	2,000万円
補修	660万円	400万円	1,060万円

- 期間 5年間
- 負担割合 県2/3 市町1/3
- その他 65歳以上の被災者への貸付について、金融機関に対し、90%の損失補償を実施

参考②：非住家(※)に対する支援

区分	県支援メニュー	説明
空き家	老朽危険空き家除却支援事業	倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家等の除却
母屋以外の建物(離れ等)	建設・購入・補修	住宅災害復興融資利子補給事業
	補修	被災者生活復興資金貸付及び利子補給
事業所・店舗・倉庫(営業用)	経営円滑化貸付(災害復旧枠)	事業所等に被害を受け、災害復旧に必要な設備資金及び運転資金
倉庫(農業用)	農業近代化資金(災害資金)利子補給	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金

※ 非住家：住家（現実に居住のために使用している建物）以外の建物
 (例) 空き家、母屋以外の建物、事業所、倉庫等

③ 現地住宅復興相談所の設置

1,000千円(国庫500、一般500)

被災住宅の再建・補修に関する相談窓口を設置

- 設置場所 丹波市役所市島支所 1階
- 設置期間 8月28日～
- 相談内容 ・被災住宅の再建、補修等に関する相談（住宅融資制度の情報提供等）
 ・建築士による住宅補修に関する相談

④ 老朽危険空き家除却支援事業

10,000千円(全額一般)

被災住宅のうち、倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家等の除却を支援

区分	被災特例	通常
対象住宅	次の条件を満たすこと ア 8月豪雨災害により一部損壊以上の被害を受けた住宅で、空き家となっていること イ 倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがあり、市町が条例・要綱に基づき、指導、助言を行っている空き家 ウ 市町が国補助事業(空き家再生等推進事業 除却事業タイプ)を活用するもの 等	同 左 (アを除く)
補助形態	県から市町への補助 (市町が所有者に対して実施する補助への支援)	同 左
補助対象限度額	200万円	同 左
負担割合	国2/5、県1/5、市町1/5、所有者1/5	国2/6、県1/6、市町1/6、所有者1/3

(参考) 丹波市 被災住宅の除却支援制度 (市単独事業)

県事業のフレームを活用し、所有者負担をさらに軽減する支援事業を創設

○ 補助率 国2/5、県1/5、市3/10、所有者1/10

(6) その他

① 災害ボランティアの派遣 (ボランティアバスの運行) 3,000千円(全額一般)

- 実施主体 ひょうごボランティアプラザ (県社会福祉協議会 内)
- 派遣先 丹波市
- 派遣期間 8月19日～9月末まで (予定)

2 産業復興対策

26,000千円

(1) 中小企業等支援

① 中小企業・商店への経営支援の実施

1,000千円(全額一般)

(公財)ひょうご産業活性化センターが、被災地において現地経営相談会を実施するとともに、無料の経営専門家派遣を行い被災地の中小企業・商店に対する経営支援を実施

○実施回数(見込) 現地経営相談会:3回、専門家派遣:25回

② 経営円滑化貸付(災害復旧枠)の適用と貸付限度額の拡大(既定の融資枠で対応)

区分	経営円滑化貸付 (災害復旧枠)	通常の経営円滑化貸付
対象者	8月豪雨災害により、事業所等に被害を受け、市町長が発行する「り災証明」を有する者	最近3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少している者等
資金使途	災害復旧に必要な設備資金及び運転資金	運転資金
貸付利率	1.15% ※1~3年目:無利子、4年目以降:1.15%	1.15%
貸付限度額	2億8,000万円(保証限度額)	1億円
融資枠	既定の融資枠(1,000億円)で対応	1,000億円
貸付期間	10年以内(うち据置2年以内)	(同左)
適用期間	平成27年3月末融資実行分まで	—

③ 経営円滑化貸付(災害復旧枠)にかかる保証料引き下げ

兵庫県信用保証協会と協力して、中小企業者が負担する保証料率を引き下げ

- 保証料率 上限0.8%(セーフティネット4号保証並)
- 負担割合 保証料引き下げ分に対し、県1/2、協会1/2で負担

④ 借換等貸付の金利引き下げ

(既定の融資枠で対応)

○対象者 次のいずれにも該当するもの

- ・ 県内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者
- ・ 8月豪雨災害により事業所等に床上浸水又は半壊以上の被害を受け、市町長が発行する「り災証明」を有する者

〔ただし、床下浸水又は一部損壊でも事業用資産（機械、原材料、商品等）が被災した場合は利用可能〕

○資金使途 既往の県制度融資借入金の返済資金

○貸付利率 1.75%（現行1.85%を「政策金利(※)」並に引き下げ）

※「政策金利」：県が政策誘導している事業等へ適用する金利

○貸付限度額 1億円

○融資枠 既定の融資枠（100億円）で対応

○貸付期間 10年以内（うち据置1年以内）

○適用期間 平成27年3月末融資実行分まで

(2) にぎわい復活・誘客支援

① 被災地域元気回復支援事業の実施

25,000千円（全額一般）

被害を受けた地域において、商店施設の再開や観光施設のPRのために実施するイベント等を支援

○補助対象 観光協会、商店街・小売市場、公益法人、第3セクター及びこれら団体・企業・県民が参画する協議会等

○対象事業 復興イベント

○実施時期 平成26年10月～平成27年3月

○対象地域

対象地域	箇所（見込）
丹波	4箇所
淡路	2箇所
阪神北	各1箇所
神戸	
但馬	
中播磨	
計	10箇所

○補助率 定額〔規模に応じ、200千円、500千円、1,000千円、2,500千円、5,000千円〕

(1) 農業再開等支援

① 美しい村づくり資金（災害資金）の貸付

＜利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定＞

被害を受けた農業者等に対して、貸付限度額等の拡充と利子補給を実施

○制度の拡充

区分	現行	拡充後
貸付限度額	個人 500万円 団体 1,000万円	個人 1,000万円 団体 2,000万円
償還期間	5年以内(うち据置1年以内)	7年以内(うち据置2年以内)

○利子補給の実施

県・市町が協調して、JAに利子助成金を交付

- ・利子補給期間 当初3年間
- ・利子補給 利子全額(現行貸付利率0.5%→無利子化)
- ・負担割合 県2/3(0.34%)、市町1/3(0.16%)

(参考) 美しい村づくり資金（災害資金）

区 分	内 容
貸付対象者	8月豪雨災害により被害を受けた農業者(市町長の被害認定が必要)
資金使途	・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金
担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

② 農業近代化資金（災害資金）への利子補給の実施

＜利子補給に係る債務負担行為を設定＞

被害を受けた認定農業者等に対して、農業近代化資金（災害資金）の貸付利率の無利子化（当初3年間）を実施

○ 利子補給の実施

当初3年間、現行の貸付利率(0.35～0.90%：償還期間により異なる)に追加利子補給を行い、無利子化（県・市町が協調して、JAに利子助成金を交付）

[追加負担] 県 0.24～0.60%（貸付利率の2/3）

市町 0.11～0.30%（貸付利率の1/3）

○ 利子補給限度額

個人：貸付額1,800万円まで 法人・集落営農組織：貸付額3,600万円まで

（参考）農業近代化資金（災害資金）

区分	内容
貸付対象者	8月豪雨災害により、被害を受けた認定農業者及び法人・集落営農組織（市町長の被害認定必要）
資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金
貸付限度額	個人：1,800万円 法人・集落営農組織：2億円
償還期間	15年以内（うち据置7年以内）

③ 野菜災害補償補助金の交付 1,000千円（全額一般）

野菜の栽培期間内に自然災害による被害を受けた農家に対し、災害補償金を交付

○ 事業主体 （一社）兵庫県青果物価格安定資金協会

○ 交付対象者 風水害等により直接的被害を受けた野菜農家

○ 対象野菜 国又は県の価格安定制度の対象となっている野菜で予約数量の範囲内(ねぎ、ピーマン、なす、キャベツ等23品目)

○ 補償方法 対象野菜に対し、農協が自主的に生産者に災害補償金を交付した場合、その1/2以内を当該農協に協会が補助

○ 県補助額 15,000円/10aを限度

④ 農業共済制度への加入促進 1,000千円（全額一般）

一連の豪雨被害等の経験を踏まえ、自然災害等による損失を補償し農業経営の安定を図る農業共済制度の加入を促進

○ 事業主体 兵庫県農業共済組合連合会

○ 補助対象経費 農業共済制度への加入促進のための普及啓発活動

(2) 地域農業の再生対策

① 地域農業再生対策事業

38,000千円(全額一般)

農業機械・施設及び農作物がともに被害を受け、営農継続意欲の喪失が懸念される農家に対する支援を実施

ア 農作物の直売や特産品の加工活動への支援

復旧農地を活用し、地域農業を共同で推進する取組に対し助成

- 事業主体 農業者の組織する団体
- 事業内容 ・地産地消活動タイプ(小規模直売所、加工施設、関連機器等の整備)
・産地形成タイプ(生産管理用施設、機械、流通改善施設等)
- 補助率 3/4(県1/2、市町1/4)
- 補助対象上限額 1地区あたり5,000千円
- 実施期間 平成26～28年度
- 支援地区数(想定) 5地区(26年度:1地区)

イ 復旧農地の集約・規模拡大に必要な営農用機械の導入に対する支援

復旧農地の有効利用を図るため、集落営農組織等が復旧農地を活用して規模拡大する場合に、営農継続に必要な農業機械等の導入に対し助成

- 事業主体 市町公社、農協等
- 貸与機械等 トラクター、コンバイン、田植機等
- 補助率 3/4(県1/2、市町1/4)
- 補助対象上限額 1地区あたり10,000千円
- 実施期間 平成26～28年度
- 支援地区数(想定) 20地区(26年度:7地区)

② 被災農地と周辺未被災農地との一体的整備の促進 42,000千円(全額一般)

再度の災害防止と復興の観点から、被災農地と周辺未被災農地を一体的に整備する場合の農家負担の軽減措置を実施

- 事業主体 市町、土地改良区等
- 対象地区 被災農地を含むほ場整備の未実施地区で、災害関連区画整備事業や既存補助制度で対応できない地区
- 採択要件 受益面積5ha未満、戸数2戸以上かつ市町が13%以上の負担を行うこと
- 補助率 80%(市町・農家20%)
- 支援地区数(想定) 2地区

③ 野生動物防護柵集落連携設置事業

1,000千円(全額一般)

被害を受けた既設の野生動物防護柵の復旧を、既存制度を活用して支援

- 事業主体 市町
- 実施箇所 丹波市市島町内 等
- 事業量 約3km(見込)

4 施設等の復旧復興対策

17,481,000千円

(1) 土木関係

① 施設の災害復旧

ア 補助事業（復旧分） 6,299,000千円(国庫4,064,000、起債2,235,000)

(単位：千円)

区分	所要額		箇所数	主な実施箇所
	全体	H26年度		
河川	6,225,000	5,079,000	302	(一)前山川・(一)徳尾川・(一)市の貝川(丹波市)、 (二)有野川(神戸市)、(二)武庫川(尼崎市、西宮市、 宝塚市)、(二)初尾川(洲本市)
道路	778,000	634,000	38	国道175号八日市橋(丹波市)、篠山三和線(篠山市)
砂防	454,000	371,000	90	船坂川(西宮市)、香良川・美和川(丹波市)
港湾	259,000	211,000	1	津名港(淡路市)
公園	5,000	4,000	1	一庫公園(川西市)
計	7,721,000	6,299,000	432	

※ 負担割合 国2/3、県1/3

イ 補助事業（改良分）

2,181,000千円

(国庫1,353,000、特定(市町負担金)20,000、起債727,000、一般81,000)

(単位：千円)

区 分	所要額		箇所数	主な実施箇所
	全体	H26年度		
災害関連緊急砂防事業等 (砂防) 国2/3、県1/3 (急傾斜地崩壊対策) (国2/5、県2/5、市町1/5)	2,153,000	2,153,000	12	(砂防) 徳尾東谷川(丹波市)、 中筋川(丹波市) (急傾斜地崩壊対策) 徳尾谷上地区(丹波市)
災害関連港湾環境整備事業等 (国1/2、県1/2)	265,000	28,000	1	津名港(淡路市)
計	2,418,000	2,181,000	13	

ウ 県単独災害復旧事業

1,337,000千円

一般会計	1,331,000千円 (全額起債)
流域下水道事業特別会計	6,000千円 (特定3,000(市町負担金)、起債3,000)

被災地域における公共土木施設の応急復旧等を実施

●一般会計

(単位：千円)

区分	所要額	箇所数	主な実施箇所
河川	699,000	174	(一)淡河川(神戸市)、(一)美和川(丹波市)
道路	449,000	277	倭文五色線(南あわじ市)、絹山市島線(丹波市)
港湾	109,000	7	尼崎西宮芦屋港(尼崎市、西宮市)
砂防	59,000	48	多田川(多可町)、市の貝川(丹波市)
用地	15,000	6	宝塚新都市(仮称)用地
合計	1,331,000	512	

●流域下水道事業特別会計

(単位：千円)

区分	所要額	箇所数	実施箇所
下水道	6,000	1	武庫川上流浄化センター(神戸市)

エ 河川土砂等除去対策事業(単独事業)

1,500,000千円(全額起債)

国庫補助採択されない河川流水障害物(土砂・流木等)の除去を実施

○実施箇所 178箇所 (主な箇所)

市町名	箇所数	主な箇所
丹波市	63	(一)前山川、(一)篠山川
神戸市	23	(二)武庫川、(二)伊川
三木市	11	(一)美囊川、(一)淡河川
三田市	9	(二)武庫川、(二)羽束川
西脇市	9	(一)加古川、(一)門柳川
豊岡市	9	(二)竹野川、(一)太田川
赤穂市	2	(二)千種川
南あわじ市	1	(二)倭文川

オ 砂防えん堤緊急整備事業(単独事業)

1,500,000千円(全額起債)

国庫補助採択されない砂防えん堤の整備を実施

○実施箇所 14箇所 (徳尾川(丹波市市島町徳尾)
葛原谷川(丹波市市島町下鴨阪)
南油良寺谷(丹波市氷上町南油良) 等)

カ 砂防えん堤堆積土砂等撤去事業(単独事業)

70,000千円(全額起債)

砂防えん堤に堆積した土砂・流木を撤去

○実施箇所 10箇所 (西山えん堤(西山川(丹波市市島町市島))
大谷川えん堤(大谷川(南あわじ市灘弘川))
谷山えん堤(黒川(川西市黒川)) 等)

② 土砂災害警戒区域緊急調査事業

100,000千円

(国庫33,000、起債61,000、一般6,000)

土砂災害警戒区域（Y区域）の指定については現在概ね完了しているが、8月の丹波市及び広島市の災害を契機に、全県のY区域の総点検を実施

- 実施期間 平成26～28年度
- H26実施箇所
 - ・丹波地域（丹波市、篠山市）
 - ・六甲山系（神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市）
- 点検内容

区分	① 現Y区域の点検 (20,169箇所)	② 未指定箇所の点検 (579箇所)	③ 新規指定箇所の検討 (今回抽出)
机上点検	図面突合による地形改変箇所抽出 (指定時図面と最新図面*の突合)		
現地調査	見直しの必要性確認 (地形改変箇所のみ)	追加指定の必要性確認	新規指定の必要性確認 (災害箇所+事務所等アライング)
詳細調査	Y区域の範囲確定(必要分のみ) (作業内容:机上での指定範囲設定、現地確認により範囲確定、公示図書作成など)		

※最新図面：土砂災害特別警戒区域（R区域）指定のために作成している図面（H25～H27）

参考：土砂災害特別警戒区域の指定について

- ・H22年度に1箇所を指定（市立芦屋高校跡地）
- ・相生市等をモデルとして、H25年度に基礎調査を実施し、H26年度に約100箇所を指定する予定
- ・その他の市町についても、順次調査を実施し、指定を進める。

(2) 農林水産関係

① 施設の復旧復興

ア 補助事業（復旧分）

1,926,000千円

(国庫1,831,500、起債85,000、一般9,500)

(単位：千円)

区 分	所要額		箇所数	主な実施箇所
	全体	H26年度		
農地・農業用施設 (国95/100、 市町5/100等)	2,130,000	1,811,000	2,200	農地等土砂埋没 (丹波市市島町徳尾、中竹田)、 農地畦畔崩壊(淡路市浅野南)、 ため池決壊(宝塚市境野)
林 道 (国9/10、市町1/10等)	134,000	115,000	29	法面崩壊(市営林道柏原山線(洲本市))
合 計	2,264,000	1,926,000	2,229	

イ 補助事業（改良分）

1,284,000千円

(国庫759,500、起債471,800、一般52,700)

(単位：千円)

区 分	所要額		箇所数	主な実施箇所
	全体	H26年度		
災害関連緊急治山 (国2/3、県1/3)	1,023,000	1,023,000	9	土砂流出(丹波市市島町上竹田、中竹田)
復 旧 治 山 (国1/2、県1/2)	218,000	218,000	2	山腹崩壊(芦有ドライブウェイ(神戸市))
災害関連農村生活環境 (国1/2、市町1/2)	29,000	24,000	5	集落排水施設破損(丹波市市島町徳尾)
造林(作業道復旧) (国51/100、県17/100 市町32/100等)	10,000	10,000	12	路肩崩壊(丹波市氷上町賀茂、丹波市 市島町上竹田)
林地崩壊防止 (国2/4、県1/4、市町1/4)	9,000	9,000	3	山腹崩壊(丹波市市島町梶原、丹波市 氷上町犬岡)
合 計	1,289,000	1,284,000	31	

ウ 県単独災害復旧事業

2,000千円(起債1,600、一般400)

被災地域における公共農林漁業施設の応急復旧等を実施

(単位：千円)

区 分	所要額	箇所数	実施箇所
農地海岸	1,000	1	吹上浜(南あわじ市)
漁港施設	1,000	1	家島漁港浮棧橋(姫路市)
合 計	2,000	2	

② 障害物等の処理

ア 緊急防災林整備事業（災害に強い森づくり）

6,000千円

（全額特定（県民緑基金））

緊急防災林整備（溪流対策）の計画内の地区で被害が発生していることから、27年度実施予定箇所の前倒しを行い、危険木（倒木・流木等）を伐採、搬出

- 実施内容
 - ・危険木の伐採、搬出（26年度）
 - ・危険木伐採跡地への深根性広葉樹の植栽
 - ・簡易流木止め施設の設置
- } (27年度)
- 実施箇所 6箇所（丹波市市島町上鴨阪地区 等）
 - 総事業費 54,000千円 $\left[\begin{array}{l} 26年度：6,000千円 \\ 27年度：48,000千円 \end{array} \right]$

イ 危険木搬出・集積促進事業 15,000千円（特定（市助金）5,000、一般10,000）

天然林（広葉樹林）を含んだ山地崩壊地や緩傾斜の溪流において発生した危険木を、市町と共同で伐採、搬出。

また、27年度においては、災害復興の森づくりとして、伐採跡地への深根性広葉樹の植栽、簡易流木止め施設の設置等の実施を検討。

- 実施内容 危険木の伐採、搬出
- 実施箇所 15箇所（丹波市市島町下竹田地区 等）
- 負担割合 県2/3、市町1/3

ウ 林地災害復旧事業（単独事業）

1,022,000千円（全額起債）

林地災害のうち、国庫補助制度では対応できない事業を県単独で実施

区 分		採択要件		負担割合	
		保全対象	事業費	県	市町
林地崩壊 防止対策事業	県実施分	人家5戸以上 主要な公共施設	200万円以上 7,000万円 未満	10/10	—
	市町実施分	人家1～4戸 市町等管理施設		2/3	1/3
崩壊土砂等緊急 除去対策事業		上記事業(国含)に先行して市町が実 施する危険な崩壊土砂等の除去		2/3	1/3

<所要額、実施箇所等>

(単位：千円)

区 分		被害額	所要額	箇所数	主な実施箇所
林地崩壊 防止対策事業	県実施分	853,000	853,000	39	丹波市市島町上鴨阪、 丹波市氷上町賀茂
	市町実施分	97,000	65,000	12	丹波市市島町中竹田
崩壊土砂等緊急 除去対策事業		155,000	104,000	34	丹波市市島町上竹田、中竹田
計		1,105,000	1,022,000	85	

(参考：国庫補助制度（補助事業（改良分）(P19)の内訳)

区分	採択要件		負担割合			所要額 (千円)
	保全対象	事業費	国	県	市町	
災害関連緊急 治山事業	人家10戸以上 重要な公共施設	600万円以上	2/3	1/3	—	1,023,000
復旧治山事業	人家10戸以上 主要な公共施設	7,000万円以上	1/2	1/2	—	218,000
林地崩壊 防止事業	人家2戸以上 公共施設	200万円以上	1/2	1/4	1/4	9,000
計						1,250,000

エ 海岸漂着物対策事業

○海岸漂着物地域対策推進事業

9,000千円（全額特定(環境保全基金)）

海岸の漂着物を揚陸、処分

- ・事業主体 県
- ・事業箇所 播磨沿岸、但馬沿岸、淡路沿岸

○県管理漁港内漂流ゴミ処分事業

1,000千円（全額一般）

県管理漁港内の漂流物を揚陸、処分

- ・事業主体 県
- ・事業箇所 妻鹿漁港、家島漁港（姫路市）
室津漁港（たつの市）、仮屋漁港（淡路市）

(3) その他の施設

① 県有施設災害復旧事業

218,000千円

一 般 会 計	62,000千円
	(国庫6,200、起債55,800)
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	81,000千円(全額起債)
県営住宅事業特別会計	17,000千円(全額起債)
県有環境林等特別会計	58,000千円(全額起債)

○一般会計

(単位：千円)

区 分	所要額	施設数	主な実施施設等
県立施設	33,000	16施設	集合庁舎[西神戸・三田・三木](シャッター・屋根破損)、動物管理事務所[加東市](雨漏り)
県立大学	4,000	2施設	神戸商科キャンパス、明石看護キャンパス(倒木、浸水)
県立学校	12,000	8校	氷上高校[丹波市](床上浸水、校内水路・圃場損壊)、明石城西高校(防球ネット破損)
警察施設	7,000	10施設	明石警察署(外壁落下)、淡路警察署岩屋交番(屋根破損)
交通安全施設	3,000	33基	信号機破損[加西市東剣坂]、標識損壊[明石市大久保町江井ヶ島]
社会教育施設	3,000	2施設	南但馬自然学校[朝来市](空調設備の故障)
合 計	62,000		

○勤労者総合福祉施設整備事業特別会計

(単位：千円)

区 分	所要額	施設数	主な実施施設
県立施設	81,000	7施設	但馬ドーム[豊岡市](金属屋根部分雨漏り、石膏ボード剥離) 宝塚西谷の森公園(遊歩道流出)

○県営住宅事業特別会計

(単位：千円)

区 分	所要額	団地数	主な実施団地
県営住宅	17,000	11団地	三木大塚鉄筋住宅(屋上防水シート剥離・破損)

○県有環境林等特別会計

(単位：千円)

区 分	所要額	箇所数	実施箇所
県有環境林	58,000	1箇所	宝塚切畑県有林(土砂流出)

② 民間施設等災害復旧事業 11,000千円（国庫5,600、起債2,400、一般3,000）

ア 文化財災害復旧事業

区 分	所要額	箇所数	実施箇所
国指定文化財	2,500	2箇所	浄土寺八幡神社本殿[小野市]（桧皮葺屋根の破損、野馳板露出）、大覚寺宝蔵庫[姫路市]（壁剥落）
県指定文化財	500	1箇所	石造明神鳥居[加東市]（倒木による崩壊）

イ 社会福祉施設災害復旧事業

区 分	所要額	施設数	主な実施施設
老人福祉施設	8,000	3施設	ひかみシルバーステイ[丹波市]、おかの花[丹波市] (床上浸水、ガラス破損)

5 他府県への災害支援

2,500千円

(1) 8月豪雨災害にかかる被災他府県への支援

2,000千円（全額一般）

① 災害ボランティアの派遣（ボランティアバスの運行）

- 実施主体 ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会 内）
- 派遣先等

	台風11号	8/19大雨
派遣先	徳島県那賀町	広島県広島市
派遣日	8月15日	今後予定(※)
派遣人数	23人	

※ 被災地の状況等により、派遣日・派遣人数を決定

② 災害見舞金の贈呈

500千円（全額一般）

広島県に対して、災害見舞金を贈呈

1 県民生活の安全安心の確保

938,000千円

(1) 危険ドラッグ対策事業

9,000千円

(特定7,045(緊急雇用就業機会創出等事業基金)、一般1,955)

危険ドラッグ吸引者による事件・事故が多発し、深刻な社会問題となっていることを踏まえ、県民生活の安全安心の確保を図るため、薬物の濫用の防止に関する条例を制定するとともに、危険ドラッグ対策を実施

○「薬物の濫用の防止に関する条例」の制定

知事監視店の指定や購入者の手続等、薬物の濫用の防止に関する規制等を規定

区 分	主な手続き等
知 事 監視店 (販売者)	① 危険薬物※への、責任の所在等のための表示(製造者、販売者等)
	② 製品等の購入先、販売先等の記録及び保存
	③ 販売等の際、身分証明書等による購入者等の確認
	④ 購入者に対する、説明書に基づく用途・使用方法等についての説明、説明書の交付
	⑤ 条例の趣旨に反する広告(虚偽・誇大等)の禁止
購 入 者 (行為者)	⑥ 危険薬物を購入した県内居住者は、身体へ使用しない旨の誓約書を提出 ・「知事監視店」で購入した場合は当該店舗等へ提出 ・県外のインターネット店等で購入した場合は知事へ提出

※中枢神経の興奮若しくは抑制または幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがある物

○条例に基づく立入調査の実施

危険薬物を製造・販売する店舗等を知事監視店として指定するための立入調査及び指定後の定期監視(月1回程度)を実施

○ネット監視員、啓発強化推進員の配置(緊急雇用)

インターネットによる広告・販売等を監視するネット監視員や、中学生～大学生等を対象とした啓発活動を実施する啓発強化推進員を配置

- ・配置人員 ネット監視員：2名 啓発強化推進員：1名
- ・配置場所 (一社)兵庫県薬剤師会

○ポスター、リーフレットの作成

条例の趣旨を広く県民に周知

- ・作成部数 ポスター：6,000部、リーフレット：50,000部

○薬事審議会の開催

知事監視店の指定・解除等の意見聴取を行うため、薬事審議会を定期的開催

(2) ウメ輪紋病緊急防除対策

929,000千円(全額国庫)

今年度実施した発生確認調査結果等を踏まえ、感染樹及び周辺樹の追加処分を実施するとともに、国の補償処分方針の強化を踏まえ、防除区域内の民家・公園等の未感染樹についても、所有者の同意を得て処分を実施

- 事業内容 感染樹等の損失補償、抜根、焼却等の処分
- 処分対象本数 16,125本
- 実施スケジュール等

(単位：千円)

事業内容	実施期間、所要額	
	国方針強化分	発生確認調査分
補償額の算定・補償	8～11月	11～2月
	554,683	
処分対象樹の抜根等処分	10～11月	11～3月
	374,317	
計	929,000	

(3) 父子福祉資金貸付制度の創設

(既定の母子寡婦福祉資金貸付枠で対応)

国の法令改正を踏まえ、現行の母子寡婦福祉資金貸付に加え、父子福祉資金貸付制度を新設するとともに、法律に基づき設置していた特別会計の設置根拠の明確化を図るため、「母子父子寡婦福祉資金特別会計条例」を制定

- 制度開始時期 平成26年10月1日
- 制度概要 現行の母子福祉資金貸付制度と同様の見込(法施行令で規定)

区分	内容				
対象者	・父子家庭の父及び父子家庭の父が扶養する児童				
所得制限	・父子家庭の父：所得制限なし				
主な貸付メニュー	種類	資金用途	貸付限度額	償還期間	利子
	修学資金	高校・大学等に就学させるために必要な資金	月額18,000円 ～64,000円	20年以内	無利子
	就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	150,000円 ～590,000円	20年以内	無利子

2 県民の医療福祉の推進

7,084,000千円

(1) 医療介護の推進

7,000,000千円

社会保障の充実の一環として、地域における医療及び介護を総合的に推進する取組を実施

① 医療介護推進基金積立金

4,000,000千円

(国庫2,666,000、一般1,334,000)

医療・介護を総合的に推進するため、国において消費税増収分等を財源とした新たな基金制度が創設されたことに伴い、「医療介護推進基金」を新設

- 負担割合 国2/3、県1/3
- 計上額 40億円

区分	国全体	本県計上額	説明
消費税増収分	544億円	24億円	国予算×
上乗せ分	360億円	16億円	4.4%(本県人口シェア)
計	904億円	40億円	

② 医療介護推進事業

3,000,000千円(全額特定(医療介護推進基金))

地域医療機関の連携や在宅医療の推進、医療従事者の確保・養成等を図るため、基金を活用した事業を実施

※ 介護分野は、次期介護保険事業計画(第6期)が平成27年度から始まることや、介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金が平成26年度末まで延長されていることから、27年度から基金の積立及び事業を実施

○ 事業内容

(単位：千円)

事業名	主な取組	金額
地域医療連携推進事業	・病院・診療所間の医療情報連携に係る取組 ・院内助産所等の整備に係る取組	300,000
在宅医療体制推進事業	・在宅医療の実施に係る拠点整備、医療連携体制の運営等の取組 ・在宅医療の人材育成基盤を整備するための取組 ・在宅療養者に対する歯科保健医療を実施するための取組 ・訪問薬剤管理指導の推進に係る取組	600,000
医療従事者確保対策等事業	・地域医療に必要な医師確保の取組 ・医師の不足している診療科に必要な医師確保の取組 ・新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための取組 ・離職防止をはじめとする看護職員確保の取組 ・看護師等養成所の施設・設備整備に係る取組 ・医療従事者の勤務環境の改善に係る取組 ・院内保育所の整備に係る取組	2,100,000
計		3,000,000

※ 26年度当初予算においては、別途1,000,000千円を計上済み

(2) 小児筋電義手バンクへの支援

84,000千円

上肢を欠損した子どもの発育に有用な筋電義手の普及を図り、障害者総合支援法に基づく補装具給付制度（特例補装具）への移行を推進するため、小児筋電義手バンクを支援

※ 小児筋電義手バンクの概要

本年6月、設立。広く寄附を募り、訓練用筋電義手の確保及び貸し出し等を実施。

- 実施主体 県立リハビリテーション中央病院ロボットリハビリテーションセンター
- 寄附窓口 バンクへの直接寄附：県立リハビリテーション中央病院経営企画課
ふるさとひょうご寄附金への目的別寄附：企画県民部企画財政局総務課

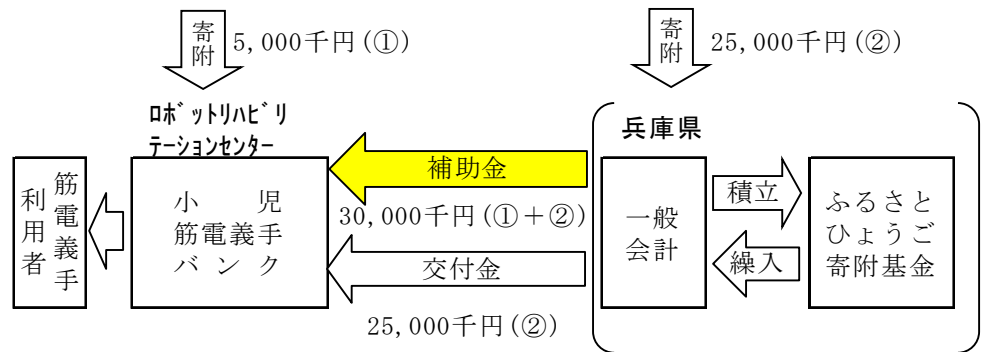
① 小児筋電義手バンク支援事業

55,000千円

(特定25,000(ふるさとひょうご寄附基金)、一般30,000)

筋電義手の普及を推進するため、マッチングファンド方式により、バンクの事業を支援

- 支援スキーム
 - ・バンク整備目標額：60,000千円(県負担上限額：30,000千円)
 - ・県補助：バンクへの寄附金とふるさとひょうご寄附金の合計額との同額を県が負担



- 今回補正額
 - ・小児筋電義手バンク支援事業交付金：25,000千円(ふるさと寄附金)
[ふるさとひょうご寄附基金]
 - ・小児筋電義手バンク支援事業補助金：30,000千円(県負担分)

[一般財源]

参考：平成26年度寄附金見込 (単位：千円)

区分	8月末時点	今後見込	年間見込
バンクへの寄附	3,299	1,701	5,000
ふるさと寄附	17,398	7,602	25,000
計	20,697	9,303	30,000

② ふるさとひょうご寄附基金への積立

25,000千円(全額特定(寄附金))

小児筋電義手バンクへの支援として寄附されたふるさとひょうご寄附金について、基金へ積立

③ 小児筋電義手バンク支援人材育成事業

4,000千円

(全額特定(緊急雇用就業機会創出等事業基金))

筋電義手の有用性や小児筋電義手バンクの広報・周知等の業務を通じ、障害の特性や福祉用具の知識等を取得し、福祉現場で活躍できる人材の育成を支援

- 委託先 (社福)兵庫県社会福祉事業団
- 雇用人数 2名

(1) 古代中国鏡 展示施設の整備

616,000千円

(全額特定(公共施設整備基金(地域の元気臨時交付金)))

加西市在住の美術品蒐集家である千石唯司氏から寄贈を受けた古代中国鏡について、常設展示するとともに積極的に県内外に情報発信するため、考古博物館の分館として展示施設を整備

- 整備場所 県立フラワーセンター(加西市)内
- 開館時期 平成28年8月(予定)
- 整備内容 展示室、収蔵庫及び展示用什器の整備等
- 整備面積 507㎡(見込)

<展示予定資料(主なもの)>



ほうかくくじやくいしぞうがんすかしぼりにじゅうきょう
「方格孔雀石象嵌透彫二重鏡」
 (戦国時代、約2,500年前)

戦国時代に特徴的な透し彫りを施した二重鏡。孔雀石を象嵌ではめ込んでいる。



らでんほうそうげもんはつかきょう
「螺鈿宝相華紋八花鏡」
 (盛唐時代、約1,300年前)

夜光貝片に赤い琥珀をはめて花文様とし、周囲にトルコ石を埋め込んだ高級な鏡。正倉院に類似資料が残る。

(2) あわじ花さじき展望デッキの改修

30,000千円

(全額特定(公共施設整備基金(地域の元気臨時交付金)))

平成27年3月に開幕する「淡路花博2015花みどりフェア」に向けて、今年5月の火災により一部焼失したあわじ花さじき展望デッキを復旧・修繕

- 完成時期 平成27年3月(予定)
- 改修内容
 - ・ 焼失部分の復旧、柱・梁の修繕
 - ・ 日よけとして、新たに葦簀(よしず)風の屋根を設置
 - ・ 柵やフローリング等には、県産木材を活用

(3) 県有施設の緊急修繕 1,354,000千円(全額特定(公共施設整備基金(地域の元気臨時交付金))

〔 一 般 会 計 : 1,052,000千円 〕
 〔 勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計 : 302,000千円 〕

県民交流施設等において、25年度に交付された地域の元気臨時交付金の積立財源を活用した緊急修繕を実施

施設名	主な改修内容
一般会計	
陶芸美術館	空調設備修繕、エレベーター修繕、展示棟床の貼替え
自治研修所	研修棟、宿泊棟にかかる外壁改修、屋上防水、空調機器更新
庁舎等緊急修繕	空調設備改修、外壁改修、屋上防水
明石学園	体育館、プール老朽化による改修
県立こどもの館	エレベーター更新、空調設備改修
但馬長寿の郷	空調設備改修、屋上防水
総合体育館	外壁改修、防災設備更新
南但馬自然学校	外壁改修、屋根改修
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	
丹波年輪の里	木の館、クラフト館、レストラン棟改修
三木山森林公園	空調設備改修、外壁改修、屋上防水、木橋修繕
文化体育館	屋上防水、舞台設備改修

(4) 地域経済循環創造事業 12,000千円(全額国庫)

地域の金融機関と連携して事業化に取り組む民間事業者等に対し、必要となる初期投資経費(ハード・ソフト)を助成

○事業名 スイーツを通じた但馬各地の地場産品等のブランド力強化事業

〔 コウノトリ生姜、氷ノ山どぶろく等を用いたスイーツを製造・販売し、スイーツの包材等に豊岡かばんや出石焼を活用 〕

○実施主体 カタシマ株式会社(養父市)

○対象経費 本社工場の設備導入、豊岡店の改装工事、原材料購入費等

○協調融資 但馬信用金庫が12,000千円を融資

(5) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール (SPH) 事業

16,000千円 (全額国庫)

社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、指定高校における先進的な取組を通じ、専門高校の教育課程等の改善に資する研究開発を実施

○指定校・研究内容

区分	学校名	研究内容等
家庭	県立西脇高等学校 (生活情報科)	・播州織再発見と「新・播州織」の研究 ・西脇生活情報科ブランドの発信
福祉	県立龍野北高等学校 (総合福祉科)	・ソリューションフォーカス(課題解決志向)の視点に立った 介護者の育成 ・チームケアでの問題解決等を推進する方法の研究

○指定期間 原則3年間 (平成26～28年度)

(6) 外国人観光客受入推進事業 20,000千円 (全額特定(緊急雇用就業機会創出等事業基金))

「夢但馬2014」や「淡路花博2015花みどりフェア」、姫路城のグランドオープンを契機に増加が見込まれる外国人観光客を県内各地に周遊させるため、各地域での外国人観光客の受入体制の整備を支援

○委託先 各観光協会等

○雇用人数 10人

(7) 「ひょうご応援企業」人材確保支援事業

5,000千円 (全額特定(緊急雇用就業機会創出等事業基金))

兵庫で就職を目指す若者と、これらの若者を積極的に採用する企業等を支援するため、地元企業の魅力を広くホームページ等で情報発信するとともに、若者と企業のマッチングの機会提供を支援

○委託先 (一財)兵庫県雇用開発協会

○雇用人数 1人

4 その他

358,957千円

(1) 財政基金積立金 358,957千円 (全額一般(繰越金))

地方財政法第7条の規定に基づき、平成25年度決算における剰余金の1/2を、財政基金に積立